

環境衛生課からの お知らせ

冬の節電にご協力ください

今冬の関西電力管内の電力受給に
ついても、厳しい状況が予測されます。
このような状況を踏まえ、夏の節電
に続き冬の節電にご協力ください。

期間は3月31日(火)までの午前9
時から午後9時までの間、家庭では
特に午後6時から午後9時までを昨
年と同様に平成22年冬と比べて7%
以上の節電をお願いします。

実践例として

- エアコンの設定温度20℃を目途に、
重ね着などの工夫(ウォームビズ)
で快適に過ごせるよう心掛ける。

- 夕方に電気製品の使用が重ならな
いよう家事の段取りを組む。

【例】食器洗い乾燥機、洗濯乾燥機、
浴室乾燥機、掃除機など

- 不要な照明は消す。
- 待機電力をなくす。(リモコンでは
なく本体主電源を切る)

- 冷蔵庫の設定を『弱』にする。
- ホームこたつが複数ある家庭は一
つのこたつで。



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111

など、各家庭で工夫の上ご協力くだ
さい。



不法投棄は犯罪です

最近町内で不法投棄がされている
との連絡を受けます。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清
掃に関する法律」で罰則が定められ
ており、5年

以下の懲役若
しくは1千万

円以下(法人
の場合は3億

円以下)の罰
金または併科

に処せられま
す。



環境センターから 処理できない物について

環境センターでは次のようなもの
は処分することができませんので決
して町が収集するゴミとして出さな
いようにしてください。(個人が直
接環境センターに持ち込んでも引き
取ってもらえません)

これらの物は専門業者か中間処理
業者に処理を委託してください。

- 家電リサイクル法該当品(テレビ・

- 冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾
燥機)

- 農業用資材(マルチシート
やビニールハウスの資材、肥袋、農
薬のビンや袋、葉散ホース、防風ネッ
ト、田の波板など)

- 草刈り機の刃

- 産業廃棄物と認定されているもの

- 廃油
- レンガ、石、土、コンクリー
トなど
- 鉄骨の切れ端
- 金庫
- 自動
車、単車の本体及び部品
- バッテリー

- エンジン
- タイヤ
- 塩化ビニール
製品(塩ビ管、トユなど)
- 消火器

- プロパンボンベ(カセットボンベは
出せませんが中身を完全に抜いてくだ
さい)
- ワイヤー及びロープ
- 硬い

- 工具
- 漁網
- モーター
- パレット
- 石膏ボード
- 浴槽
- 断熱材 など

環境センターが処理できずに町が引き取った物
※毎月のように町収集のゴミとして出されています



網



マルチシート
農業用ホース

和歌山県大気常時監視シ ステムの運用開始について

12月1日からインターネットを通
じて県内のPM2.5などの大気汚染情
報を提供する「和歌山県大気常時監
視システム」の運用を開始します。

ホームページ(パソコン、携帯、
スマホで確認可能)では大気環境情
報を地図上でわかりやすく表示した
り、トップ画面ではPM2.5注意喚起
や光化学オキシダント発令情報が表
示されています。またメール配信サー
ビス(PM2.5注意喚起情報や1時間
毎の速報値)の登録も可能です。

<http://taiki.pref.wakayama.lg.jp>